2024年10月15日

群馬県教育委員会
　教育長　平田郁美　様

全群馬教職員組合
　執行委員長　田中光則

2024年度　生活・教育要求書

群馬県の教育の充実・発展、教職員の待遇・労働条件改善のために、日頃からご尽力いただいておりますことに心から敬意を表します。

学校現場では、本来１人でも生じてはならないはずの教職員の未配置がもはや「日常」となっています。そして、良く言えば「多様」な、率直に言えば「継ぎ接ぎだらけ」の勤務形態によって、法的には未配置がないとされる学校でも実質的な未配置が生じ、しかもそれが見えにくくなっています。「献身」ではなく、教職員の「犠牲」によって成り立っているのが今の学校であり、もはや限界を超えています。

教員未配置が進む中、発達障害や不登校、アレルギー対応など、日常業務は増え続けています。未配置解消に向けた抜本的な対策、教職員の大幅な増員、教員に本務以外の仕事を押し付けている異常な状況の解消が必須です。教員の疲弊によって、もっとも被害を被るのは子どもたちです。「予算がないから仕方ない」と現場に負担を転嫁するのではなく、子どもの権利条約の理念に則り、子どもたちにとって最善の利益を保障するために必要な予算を確保し、教職員が安心して働ける労働環境を作っていただきたいと思います。

私たちは、憲法及び子どもの権利条約の精神に則り、子どもたちが人間として大切にされる社会の実現を求めるとともに、その基盤となるゆきとどいた教育の実現と教職員の生活向上をはかるため要求書を提出するものです。つきましては、教育現場の切実な問題についてご検討の上、下記要求書に対し、文書で回答されますようお願い申しあげます。

記

教職員の賃金及び諸手当の改善及び60歳を超えた職員の処遇に関して

１．物価高騰に見合った、大幅な賃金・一時金の引き上げを行うこと。
２．部活動等の週休日における大会等の引率にかかわる手当・振替等の対象者の制限をなくすこと。
３．諸手当支給について「基準日方式」を改め、「日割り計算」とすること。
４．教職員の定年引き上げに関わり、以下のような待遇改善をはかること。
(1) 定年延長者及び再任用者の労働条件を抜本的に改善すること。当面、再任用者の労働条件を定年延長者と同一とすること。
(2) 再任用は定数外とすること。
(3) 暫定再任用制度の待遇を大幅に改善すること。
(4) 定年前再任用短時間勤務および暫定再任用短時間勤務の待遇改善と、選択しやすい環境整備を行うこと。また、学校運営に支障をきたさないような制度設計を行うこと。
(5) ６０歳を超えた職員への人事評価は行わないこと。また、計画訪問を免除するなど、負担軽減を図ること。
(6) 定年引上げにともない、計画的な採用を行うことで教職員を増やし、未配置の解消や恒常的な長時間過密労働の改善につなげること。

教職員の適切な配置及び定数改善に関して

5. 群馬県で毎年未配置が生じている現状について、今後どのように解消していくのか、県教委としての見解と具体的方策を示すこと。
   (1) 教職員の未配置の状況を把握し、公表すること。
   (2) 現場で実際に必要な数の担任外教員を配置できるよう、35人学級に見合った定数改善を行うこと。当面各学校に１～２名の余裕をもって正規教員を配置できるようにすること。
   (3) 未配置がおこる原因について、次の事項を含めて継続的に調査・分析・公表し、その解消に向けた抜本的な対策を講じること。当面、次の事項について全群教に情報提供すること。
   ①新採用および新採３年目までの退職者数の推移と要因
   ②早期退職者数の推移と要因
   ③長期の病休取得者数の推移と要因
   ④定年延長を希望する人の割合
   ⑤退職者の中で再任用を希望する人の割合
6. 未配置問題の背景にある教職員の長時間過密労働を改善するため、指導主事訪問や教委への報告書類、各種研修や校務分掌等を削減すること。
7. 教職員の欠員補充を臨時・非常勤で対応する今の制度を見直し、置籍の研修員を配置するなどの工夫で、未配置に正規職員が対応できる制度をつくること。
8. 未配置が解消しない間は指導主事を派遣するなど、緊急の対応を行うこと。
9. 教職員の「勤務実態調査」については「持ち帰り業務」の把握を含めた長時間勤務の実態を正確に把握し、業務量に応じた教職員の増員を行うこと。
10. 小・中学校すべての学年で「３０人以下学級」を実施すること。
11. 特別支援学級の学級編成では、「１学級６人以下」、「複式編成では２学年まで」とすること。
12. 特別支援学級入級や通級指導などに関わる発達検査を教職員に行わせないよう地教委を指導すること。また、検査をする有資格者を雇用するための予算措置を講ずること。
13. 通級指導教室の全校配置をすすめるとともに、通級指導にあたる教職員数について、国基準の配置を実現すること。また、現状を公表すること。
14. 新たな設置基準にもとづき、特別支援学校の教室不足等を改善すること。
15. 昨年度、特別支援学校における定数内地公臨の解消を進めているという回答であった。具体的にどの程度進んでいるのか、定数内地公臨の割合の推移を示すこと。
16. 部分休業、子育て部分休暇、介護時間等を取得している教職員を定数外とすること。
17. 職種に関わらず、産育休の引継ぎ期間として取得前５日、取得後２日間を保障すること。
18. 育休取得者が３学期に復帰する場合、代替者を復帰後加配とし、年度末までその学校での勤務を継続させること。

非正規教職員及び教員採用試験に関して

19. 教員採用試験で不合格とした非正規教員に、正規教員と同等の仕事を行わせていることについて、県教委の見解を示すこと。
20. 育休取得者の復帰時期が早まるなどして臨時教職員を任用替えする場合、退職理由として「一身上の理由」と書かせるなどして、自己都合退職扱いとしないこと。
21. 臨時教職員の教採受験は、「年休」ではなく「職専免」とすること。
22. 教員採用試験において、教員としての資質に関係のない質問をしないこと。
23. 採用時の僻地誓約をなくし、採用後に労使対等の立場に立って本人の希望を聞くこと。
24. 教員採用試験において、臨時教職員経験者には一次試験を免除すること。
25. 臨時教職員が正規採用となった際、前年度未消化の年休を引き継げるようにすること。

労働条件の改善に関して

26. 労働基準法や限定４項目、勤務時間条例等、教職員を守るための法令が順守されていない実態を把握し、業務を勤務時間内に収めるよう、管理職を指導すること。
27. 教職員に本務以外の業務を押しつけている労務管理をやめるよう、厳しく指導すること。
28. 休憩時間を確実に保障するよう管理職を指導すること。その上で、現実には「休憩時間」を取れない学校の実態を考慮し、働く人に不利にならないような運用を徹底すること。
29. 「必ずしも教師が担う必要のない業務」である部活動について、校務分掌ではないことを明確に示すこと。
30. 部活動の顧問就任は任意であることを周知徹底し、絶対に強制しないよう管理職を指導すること。また、校長が圧力をかけて説得するハラスメント行為をやめさせること。
31. 部活動顧問への就任を望まない教職員が、部活動に関わる必要のない環境を整備すること。そのために適正な数の部活動設置となるよう、管理職を指導すること。
32. 協会登録費や審判着等、部活動に関わる必要経費を、生徒・教職員に負担させないこと。そのための具体的措置をとること。
33. 小学校の教職員が各種大会等に関わる実態を調査し、その負担軽減をはかること。
34. 行事の下見の費用が旅費支給の対象となることについて、周知徹底すること。
35. 教職員の長時間過密労働を解消するための、県教委としての具体的な施策を示すこと。

憲法・子どもの権利条約に基づく教育の確立と学習権の保障及び教職員の研修に関して

36. 昨年度、特別支援学校高等部において、就職のためとして虐待に近い指導がなされている事例を示した。その後の実態把握と教委からの指導について、進展状況を示すこと。
37. 最新の研究結果から、北欧では教育におけるICT使用を削減する方向で見直しが行われており、ユネスコもICTの負の側面に警鐘を鳴らしている。子どもたちの最善の利益を考え、「使用ありき」という今までの在り方を抜本的に見直すこと。
38. 児童生徒の情報を民間教育産業等に提供しないことを徹底すること。
39. 「新たな研修履歴」は廃止すること。
40. 今も初任者に30本の指導案作成を課している学校を調査し、「指導案なしでの研究授業の実施も可能」であることを周知すること。
41. 「メンター研修」をやめ、教職員が自主的な研修を行うゆとりを保障し、自ら学び、教育活動にあたれる環境を整備すること。
42. 各種研修において、教職員に経済的負担を発生させないこと。
43. 新体力テストの悉皆実施をやめること。
44. 市町村教委に、全国一斉学力テストに参加しない選択肢を示すこと。
45. 部活動は「生徒による自主的・自発的な活動」であり、顧問主導の活動は「自主性を涵養する」本来の目的を損なうものであることを周知し、指導すること。
46. 給食費の半額を県費負担とするよう、県財政当局に働きかけること。

その他

47. 新たな職・級や担任手当等、教職員間の協力と豊かな教育実践を破壊する制度を創設しないこと。
48. 変形労働時間制を導入しないこと。
49. 高校入試要綱を前年度には示すこと。また大きな変更がある場合、事前に組合と協議すること。
50. ６時間未満の勤務の人に休憩時間を設定するなど、恣意的な運用をしないよう、市町村教育委員会及び各学校を指導すること。またそのような運用をさせないよう、必要な人員を配置すること。
51. 今後必要となるICT機器の買い替えについて、個人負担を生じさせないために、県教委としてどのような方策をとるのか、具体的に示すこと。
52. 部活動中に生徒を死傷させてしまった場合の責任の所在について、県教委の見解を示すこと。
53. ６月に「作成について検討する」と回答のあった、教職員や学校に対する不当な要求に対応するためのマニュアルについて、その後の進捗状況を示すこと。
54. 育児休暇や短時間勤務、部分休業等、正当な権利を行使しづらい現状及び管理職によるハラスメントの実態を把握し、指導改善すること。
55. 昨年度の回答で、１年間の不妊治療休暇新設について「今後研究していく」とのことだった。その後の研究の進捗について示すこと。
56. 学校経営アドバイザー制度を廃止すること。
57. 管理職をはじめ職場のハラスメントについて、通報や相談の窓口を第三者機関として設置すること。また、管理職への指導を強化するとともに、具体的な改善策を実施すること。
58. 労働者としての権利行使を萎縮させる、年休や諸権利を制限するような通知を出さないこと。
59. 組合から要求書が提出された場合、地公法55条の主旨に則り、労使対等での交渉を設定すること。

以上